

第Ⅱ章 多様で健全な森林の整備・保全の推進

(要約)

我が国は国土の3分の2が森林で覆われた世界有数の森林国である。戦後、積極的に造成された人工林のうち高齢級化しつつある森林は、資源として本格的な利用が可能となる時期を迎えるとともに、多様化する国民のニーズを踏まえ針広混交林化・広葉樹林化など多様な森林整備を推進する上での分岐点にあるともいえる。このような状況を踏まえ、より長期的視点に立った多様で健全な森林づくりを推進する観点を反映させた、平成21年度を始期とする新たな全国森林計画が策定された。

また、京都議定書における森林吸収量の確保に向け、平成19年度から6年間で330万 ha の間伐実施を目標としており、その達成のため、施業の集約化等による効率的な間伐等を促進する取組や「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」等により森林所有者や地方公共団体の負担の軽減を図るとともに、多様で健全な森林の整備を目指し、幅広い国民の理解と協力を得ながら「美しい森林づくり推進国民運動」を展開している。

このような中、企業やNPOなど多様な主体が森林の整備・保全活動に直接参加しようとする動きが広がるとともに、森林の整備等を目的として都道府県が独自課税を導入する取組が行われている。

また、スギ花粉症の対策については、広葉樹林化など花粉の少ない森林への転換や少花粉スギ苗木等の供給体制の整備等を進めている。

さらに、平成20年6月に発生した岩手・宮城内陸地震をはじめ、近年の地震や集中豪雨の頻発により甚大な山地災害が発生していることから、国有林・民有林が一体となった対策など、効果的・効率的な治山対策を進めている。

松くい虫等の森林病虫害やシカ等の野生鳥獣による被害については、森林のもつ公益的機能の発揮への影響等も懸念されることから、被害の拡大を未然に防止するため、効果的な被害対策の推進が重要である。

一方、アフリカや南米を中心に、世界における森林の減少・劣化は依然として進行しており、地球温暖化など地球規模の環境問題を更に深刻化させるおそれがある。このため、各国、関係国際機関、NGO等との協力の下、持続可能な森林経営や違法伐採対策を推進するとともに、開発途上地域に対する森林の整備・保全等の面での積極的な協力を推進している。

1 多様で健全な森林の整備

(1) 適切な森林整備の推進

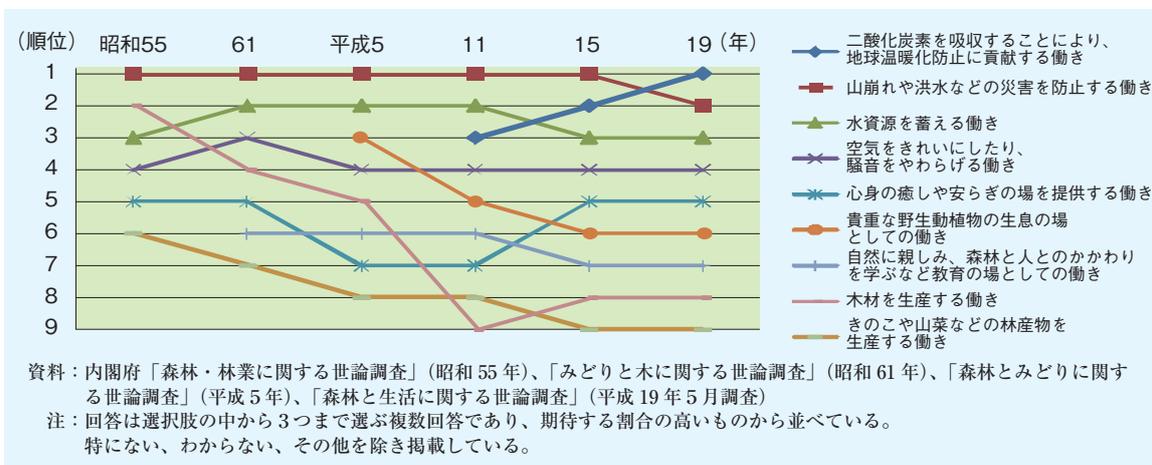
(森林の役割と森林に対する期待)

我が国は国土の3分の2が森林で覆われた世界有数の森林国である。森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止等の様々な機能の発揮を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらす、いわば「緑の社会資本」である。

健全で良好な状態に維持されている森林は、下草や低木等の植生や落葉落枝等により表土が覆われており、雨水等による土壌の浸食や流出を防いでいる。また、樹木の根により土砂や岩石等を固定しており、土砂の崩壊を防いでいる。森林の土壌はスポンジのように雨水を吸収し一時的に蓄え、それを急激に流出させず徐々に河川へ送り出すことにより洪水を緩和したり、水質を浄化するなどの働きをしている。さらに、木材やきのこなどの林産物を産出するとともに、新緑や紅葉など四季折々の景観を形成する。このような森林のもつ様々な働きは「森林の多面的機能」といわれ、安全で安心な生活を維持する上で欠かせない重要な役割を果たしている。

近年は、地球温暖化の防止、保健・文化・教育的な利用の場を提供する機能に対する期待が高まるとともに、生物多様性の保全等への寄与や人々のストレスを和らげる森林の癒し効果も注目を集めるなど、森林のもつ多面的機能に対する国民の要請は高度化・多様化している（図Ⅱ-1）。

図Ⅱ-1 国民が森林に期待する働き

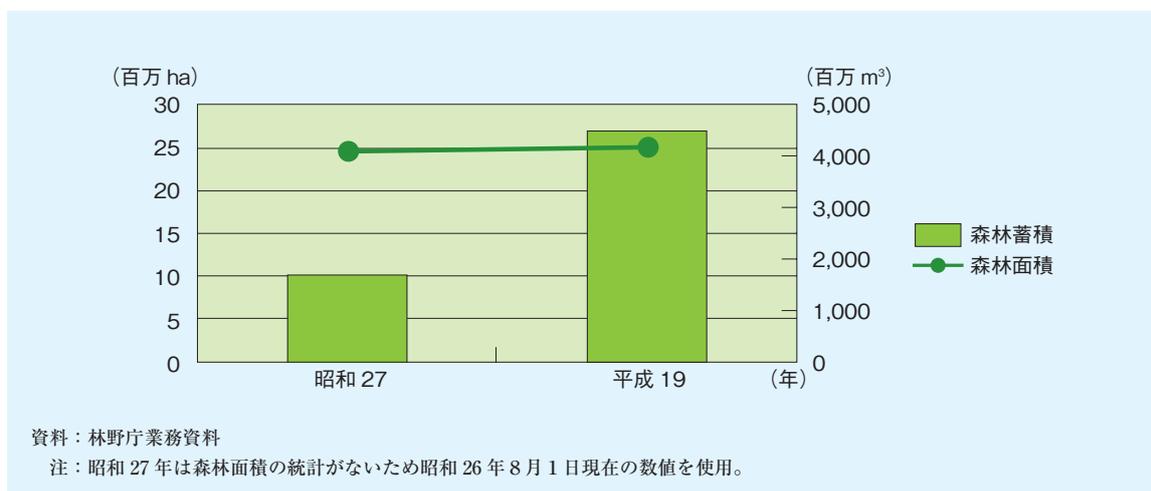


(我が国の森林資源の状況)

我が国においては、かつて、戦中の必要物資や戦後の復興用資材などを確保するために大量の木材が必要とされたことから大規模な森林伐採が行われ、これにより荒廃した国土を緑化するために伐採跡地への植林等が行われた。昭和20年代半ばから昭和40年代半ばにかけて毎年30万 ha 以上の植林が行われ、ピーク時には年間40万 ha を超える植林が実施された。昭和30年代以降には、高度経済成長の下で薪炭需要が低下するとともに建築用材等の需要が増大する中、主に薪炭林等の天然林を人工林に転換する拡大造林が進められた。これらの人工林の造成は、①できるだけ早期に森林を造成することにより国土の保全や水源のかん養を図る、②建築用途等に適し経済的価値も見込める、という観点から、成長が速いスギ・ヒノキ等の針葉樹を中心として行われた。

こうして積極的に造成された人工林は1千万 ha を超えており、これらの人工林が成長した結果、我が国の約2,500万 ha の森林の蓄積^(注1)は昭和20年代と比較して2倍以上の約44億 m³^(注2)となるなど、量的には充実しつつある (図Ⅱ-2)。

図Ⅱ-2 我が国の森林資源量の推移



特に人工林については、その健全性を維持する上で適当な時期に適切な施業を実施することが必要である。我が国の人工林の資源状況を見ると、その多くが未だ間伐等の施業が必要な育成段階にある一方で、概ね50年生以上の高齢級^(注3)の森林が急増しつつあり、現在、人工林面積の35%を占める高齢級の人工林は、現状のまま推移した

(注1) 樹木の幹の体積の総量。

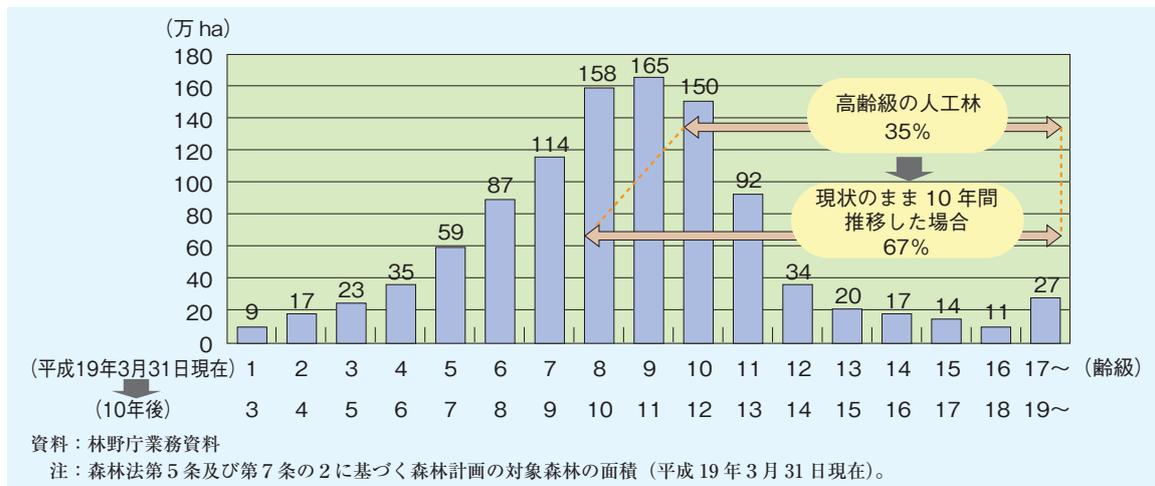
(注2) 我が国の平均的な木造家屋約1億8千万戸分に相当する。

(注3) 齢級とは、森林の年齢を5年の幅で括ったもの。人工林は、苗木を植栽した年を1年生とし、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える。

場合、10年後には約2倍の67%となる（図Ⅱ-3）。

これらの高齢級化しつつある人工林は、引き続き適切な施業を行うことにより資源として本格的な利用が可能となる時期を迎えるとともに、資源としての利用を考慮しつつ、多様化する森林に対する国民のニーズを踏まえ、針広混交林化・広葉樹林化・長伐期化など、多様な森林整備を推進する上での分岐点にあるともいえる。

図Ⅱ-3 我が国の人工林の齢級構成



一方、木材価格の下落等による林業採算性の悪化等を背景として、人工林において間伐等の施業が十分に実施されない状況や伐採しても再び植栽が行われない状況も一部にみられる。このように森林の適正な整備が行われない状況が続くことにより、国土の保全や水源かん養など森林のもつ多面的機能の発揮等に支障が生じることも懸念される事態となっている。

また、我が国の国土は、地形が急峻であるとともにその地質が脆弱であることから、梅雨期や台風期の集中豪雨等により山崩れや地すべり等の山地災害が発生しやすい条件下にある。

以上のような我が国の森林を取り巻く状況からみて、適切な間伐等の森林施業を実施することにより健全な森林の整備・保全と、第三章・第四章に記述するとおり、充実しつつある森林資源を最大限に活用し、川上から川下までの連携により林業・木材産業の再生と山村の活性化を図るべき重要な時期を迎えている。

第Ⅱ章 多様で健全な森林の整備・保全の推進

(全国森林計画の策定)

このような我が国の森林・林業をめぐる状況の変化等を踏まえ、平成21年度を始期として平成35年度までを計画期間とする新たな全国森林計画^(注)が平成20年10月に策定された。この計画においては、今後、高齢級の人工林が増加し、資源として本格的に利用可能な時期を迎える中で、長伐期化・針広混交林化など、より長期的視点に立った多様で健全な森林づくりを推進する観点から、間伐計画量を前期計画に比べ36%増の4億500万 m³、育成複層林の目標面積を現況（平成19年3月31日現在）の96万 ha から平成35年度末の計画期末時点において67%増の159万 ha とするなどそれぞれ大幅に増加させている（図Ⅱ－4、表Ⅱ－1）。また、国産材の安定的な供給への期待が高まっている中で、主伐に当たって的確な更新を図り、森林資源の保続を確保する観点から、主伐計画量に見合う造林計画量を計上している。

図Ⅱ－4 森林整備及び保全の目標



表Ⅱ－1 計画量

		前期計画	現行計画
伐採立木材積 (百万 m ³)	主伐	213	222
	間伐	298	405
	計	512	627
造林面積 (千 ha)	人工造林	678	700
	天然更新	870	871
林道開設量 (千 km)		38	34
保安林面積 (千 ha)		12,451	12,689
治山事業施行地区数 (千地区)		31	31

(注) 無秩序な森林の伐採や開発は森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となる。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物供給の面でも大きな混乱をきたすおそれがある。このため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進することが必要であり、森林法において森林計画制度を定めている。

全国森林計画は、森林法の規定に基づき、農林水産大臣が5年ごとに15年を1期として立てる計画で、都道府県知事が立てる地域森林計画等の規範として、森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、造林面積等の計画量、施策の基準等を示すものである。

(間伐等の森林整備の推進)

間伐は、多面的な機能を持続的に発揮する健全な森林を育成することなどを目的として、成長の過程で過密となった森林の立木の一部を抜き伐りし、立木の密度を調整するために行われる作業である。

適切な間伐を行うことにより、①樹木の成長が促進され、風雪害や病虫害に強い健全な森林となる、②陽光が差し込むことで森林内が明るくなり下層植生が繁茂するため表土の浸食や流出が抑制され、豊かな森林土壌が形成される、③多様な動植物の生息・生育が可能となり、生物多様性の保全に寄与する、



間伐が実施され健全な状態の森林のイメージ

④樹木の幹の成長が促され、年輪幅の整った経済的価値の高い木材が生産されるなどの効果が期待できる。



間伐が必要な状態の森林のイメージ

間伐が実施されなければ、森林内の樹木は幹や根を十分に発達させることができず、また、森林内への日照が遮られることから下層植生等が育たない。風害・雪害・病虫害等に対する抵抗力が弱まるとともに、降雨等により表土が流出しやすくなるなど、公益的機能の低下が懸念される。

一方、我が国においては、林業採算性の悪化等を背景として、間伐をはじめとする適切な森林整備が十分に行われていない森林が一部で見られる。

このため、施業の集約化等による効率的な間伐の推進、効率的な間伐の実施に必要な路網^(注1)の整備や高性能林業機械^(注2)の導入など間伐等を推進するための条件整備、さらに、間伐材製品の試作・実証など間伐材の用途開発を含む間伐材の利用促進等を総合的に展開している。

今後とも、森林の健全性を確保し、公益的機能を持続的に発揮する森林を育成するとともに、国産材の安定供給に資するため、適切な間伐等の森林整備を計画的に実施していくことが重要である。

(注1) 林道（森林へのアクセスを確保するための恒久的施設）と作業道等（森林施業や管理のための一時的な施設）をそれぞれの役割に応じて適切に組み合わせたもの。

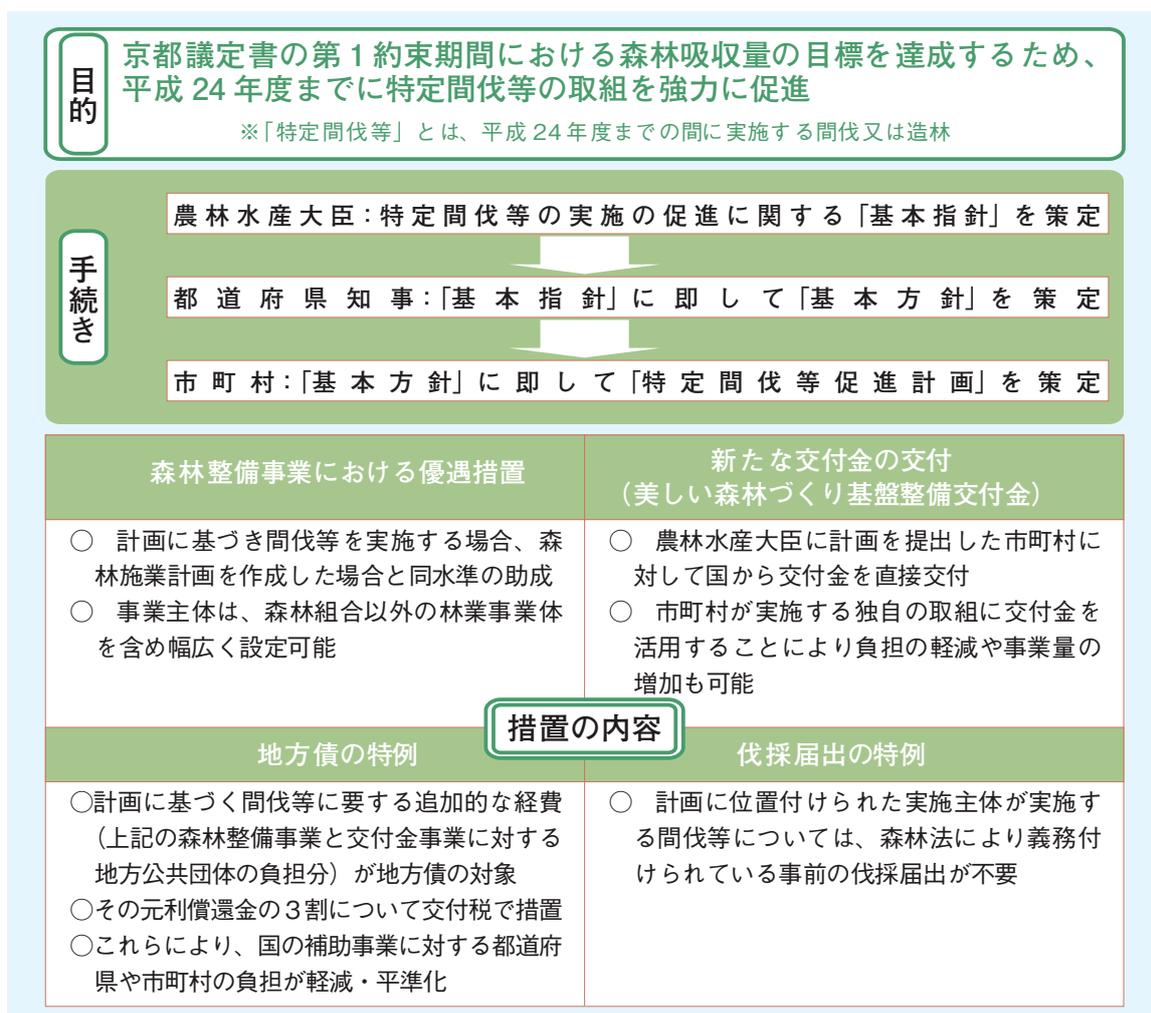
(注2) 従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能をもつ林業機械。

第Ⅱ章 多様で健全な森林の整備・保全の推進

一方、京都議定書の第1約束期間が開始し、温室効果ガスの削減約束の達成に向け森林吸収量1,300万炭素トンを確保する観点から、より一層の間伐の実施が必要な状況であり、平成19年度（2007年度）から平成24年度（2012年度）までの6年間に計330万haの間伐を実施することを目標としている。

その達成のためには、森林所有者や地方公共団体の負担の軽減を図る必要があり、前述の効率的な間伐や間伐材の利用促進等に向けた取組を推進し、間伐の収益性を高めることにより、実質的な森林所有者負担の軽減を図ることとしている。また、平成20年5月に施行された「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」により、追加的な間伐等にかかる地方公共団体の負担する経費について新たに地方債の対象とするとともに、国から市町村に直接交付する新たな法定交付金を創設したところである（図Ⅱ－5）。

図Ⅱ－5 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の概要



〔美しい森林づくり推進国民運動〕の展開

多様で健全な森林の整備を推進し森林吸収量の目標を達成するとともに、低炭素社会を実現するためには、森林・林業関係者だけでなく、幅広い国民の理解と協力の下、間伐の遅れの解消や多様な森林づくりを進めることが重要である。このため、政府一体となって、平成19年から「美しい森林づくり推進国民運動」を展開している。この運動は、①平成19年度（2007年度）から平成24年度（2012年度）までの6年間に計330万 ha の間伐の実施、②100年先を見据え、針広混交林化・広葉樹林化・長伐期化等の多様な森林づくりの推進を目標としている。

2年目を迎えた本運動については、森林吸収量の目標達成に向けた間伐を実施するための現場への働きかけ、森林整備についての国民世論の形成という2つの大きな方向に沿って展開することとした。具体的な取組としては、①国民全般、企業、NPOを対象とした普及啓発や森林づくりへの参加を促進するための環境整備、②経営感覚に優れた森林所有者の養成や地域住民等との協働による森林の管理・保全、③木づかい運動など地域材利用の推進、④森林組合等による不在村森林所有者等への森林施業の働きかけ等を着実に実施した。

また、平成19年6月に経済団体・教育団体・環境団体・NPOなど47構成団体により民間主導で設立された「美しい森林づくり全国推進会議」は、平成20年6月に総理を招いての総会や、同年11月に『美しい森林づくり』企業・NPO等交流フォーラムを開催するなど、本運動の参加・協力者の拡大に取り組んでおり、企業や地方公共団体等の参画により平成21年3月時点で構成団体が94に増加している。

さらに、本運動の一層の拡大・浸透を図るため、平成20年12月に新たにロゴマークが作成されるとともに、本運動への参加・協力者を「フォレスト・サポーターズ」として登録する仕組みが開始され、また、これに合わせ広報活動が展開されるなど、官民一体となった取組が進められている。

事例Ⅱ-1

「美しい森林づくり」企業・NPO等交流フォーラム

「美しい森林づくり全国推進会議」は、企業・NPO・団体・行政等が一体となって運動に取り組むことにより、全国各地で「美しい森林づくり」がより一層広がることを目的として、平成20年11月28日に『美しい森林づくり』企業・NPO等交流フォーラムを開催した。本フォーラムにおいては、団体・企業・NPOの代表による事例紹介や、聴衆の参加によるパネルディスカッションが行われ、参加者間の交流が進められた。

ロゴマーク



(生物多様性の保全)

森林は多種多様な動植物の生息・生育の場であり、これらの動植物を取り巻く自然環境とともに多様で複雑な生態系を構成している。このため、我が国の国土の3分の2を占める森林は、生物多様性を保全する上で重要な構成要素である。

一方、世界的には、森林の減少・劣化など地球規模の自然環境の悪化により、生物種の絶滅をはじめとする生物多様性の損失が急速に進行している。

平成4年(1992年)、ブラジルで開催された国連環境開発会議(地球サミット)に合わせ「生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)」が採択され、平成5年(1993年)12月に発効した。この条約は、地球上の生物全般の保全に関する包括的な国際枠組みを設けることを目的としている。

我が国は平成5年(1993年)5月に同条約を締結し、平成7年(1995年)には同条約に基づく「生物多様性国家戦略」を策定した。平成14年(2002年)には、実効性のある具体的な政策が展開されるよう同戦略の見直しを行い、また、平成19年には、人間活動がもたらす生態系の破壊等による生物多様性の危機は依然として進行している状況等を踏まえ、再度同戦略の見直しを行い、「第三次生物多様性国家戦略」^(注1)を策定した。

農林水産省は、我が国の生物多様性を保全する上で農林水産業の在り方とその果たす役割が非常に大きいことを踏まえ、生物多様性の保全を重視した農林水産業を推進するため、平成19年(2007年)7月に「農林水産省生物多様性戦略」を策定しており、その内容は第三次生物多様性国家戦略に反映されている。

平成20年(2008年)5月には生物多様性条約(CBD)第9回締約国会議(COP9)がドイツで開催され、次回のCOP10が平成22年(2010年)10月に愛知県で開催されることが決定した。また、平成20年(2008年)6月、生物多様性の保全と持続可能な利用についての基本原則を定めるとともに関連する施策を推進するための「生物多様性基本法」^(注2)が施行された。

林野庁は、同年12月に「森林における生物多様性保全の推進方策検討会」を設置し、農林水産省生物多様性戦略を踏まえた森林における生物多様性を保全するための具体的な推進方策を取りまとめることとしている。

(注1) 同戦略は、生物多様性の重要な構成要素である森林について、生物多様性の保全などの多面的機能を発揮させるため、多様で健全な森林づくりを推進するといった基本方向とそのため具体的な施策を示している。

(注2) この法律においては、多くの二酸化炭素を吸収・固定している森林や里山等を保全すること、生物多様性の保全に必要な間伐等の管理が促進されるよう必要な措置を講ずることが規定されている。

(花粉発生源対策の推進)

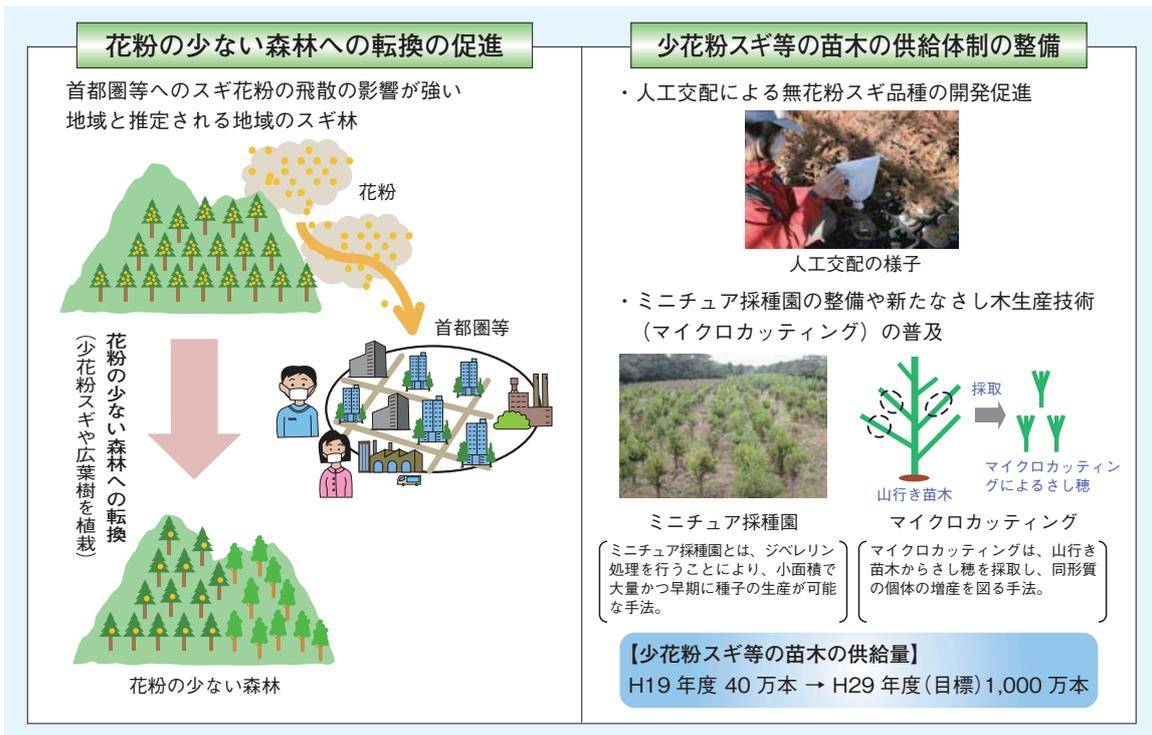
スギ花粉症は、昭和30年代に最初の症例が報告されて以降、患者数が年々増加傾向にあり、日常生活に与える影響など社会的損失も大きい疾患である。その発症のメカニズムについては、大気汚染や食生活等の生活習慣の変化による影響も指摘されているが、十分には解明されていない。

花粉症対策については、発症や症状悪化の原因究明、予防や治療、花粉の発生源に関する対策等を総合的に推進する必要があることから、関係省庁が連携してそれぞれの分野の対策に取り組んでいる。

林野庁においては、花粉発生源対策として、少花粉スギ等の花粉症対策品種の開発・普及、広葉樹林化など花粉の少ない森林への転換、都市部へのスギ花粉の飛散に強く影響を与えている発生源地域の推定等に取り組んでいる。

また、花粉発生源対策の充実・強化に対する要請が高まっていることから、平成20年度から、①首都圏等へのスギ花粉の飛散に強く影響を与えると推定されるスギ林について少花粉スギ林や広葉樹林等への転換を重点的に進めるとともに、②少花粉スギ等の花粉症対策苗木の供給量の大幅な増大を図るための体制整備を進めている(図II-6)。

図II-6 花粉の少ない森林づくりに向けた取組



（公的な関与による森林整備の推進）

民有林は、森林所有者等による森林整備を基本としており、施業の集約化など効率的に間伐等を推進する取組を通じ、その整備を促進することが重要である。このような努力によっても適切な整備が進み難い森林のうち、公益的機能の発揮が強く求められ、適正な整備が必要不可欠なものについては、公的な関与による整備が必要となる。

特に、森林内の過密化等により土砂の流出等が懸念される水土保持機能の低下した保安林については、治山事業による森林整備を進めていく必要がある。

林業公社は、計画的な森林資源の造成や山村の振興等を目的として地方公共団体の出資により設立された公益法人であり、森林所有者等による造林が進み難い森林を対象として分収造林契約に基づき森林を造成してきた。現在、これらの森林のほとんどは間伐等が必要な段階にあり、引き続き適切に管理していくことが重要である。しかしながら、多くの公社は事業実施に必要な資金を借入金に大きく依存しており、当面、まとまった伐採収入が見込めない中で債務残高が増加している状況にある。また、各地の公社造林地において契約による伐採時期が迫っている状況にある中で、森林のもつ多面的機能をどのように持続的に発揮させていくかが課題となっている。このため、公社自らによる経営改善とともに、森林所有者との協議を経た上で長伐期化・複層林化といった多様な森林への転換等について様々な角度からの検討を各地域ごとに進めていくことが必要である。

このように林業公社が厳しい経営状況にある中、林業公社の経営対策とこれを踏まえた今後の森林整備の在り方を検討するため、平成20年11月から、総務省・林野庁・地方公共団体で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討会」を開催しており、同年12月には、補助事業において定額助成方式による作業道の整備や林業公社への利子補給、無利子貸付けに係る利子負担分に対する特別交付税措置を拡充するなど、林業公社に対する平成21年度の支援措置を取りまとめた。同検討会は更に検討を進め、平成21年5月を目途に平成22年度以降の本格的な対策や将来にわたる森林整備の在り方を検討し、取りまとめることとしている。

また、国民生活に関連の深い奥地水源地域等の保安林を対象として、森林所有者等による整備が困難である森林の造成を行う水源林造成事業を独立行政法人森林総合研究所が実施している。



林業公社により造成された森林

(森林の流域管理システムによる森林整備の推進)

健全な森林の整備や木材の着実な利用等を図るため、森林のもつ多面的な機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、民有林・国有林を通じ川上から川下までの一体的な連携による「森林の流域管理システム」が推進されており、このシステムの中で、流域内の関係者の合意形成を図りながら、効率的な間伐の実施や地域の特性を活かした森林整備等を推進する取組が進められている。

事例Ⅱ－2

低コスト間伐作業システムの普及・定着に向けた取組

くまがわ
球磨川流域（熊本県）においては、流域森林・林業活性化センターが中心となり、路網と高性能林業機械の一体的な組み合わせによる低コストで高能率な作業システムの普及・定着に向け、地域の林業事業者等を対象として現地検討会等を実施している。

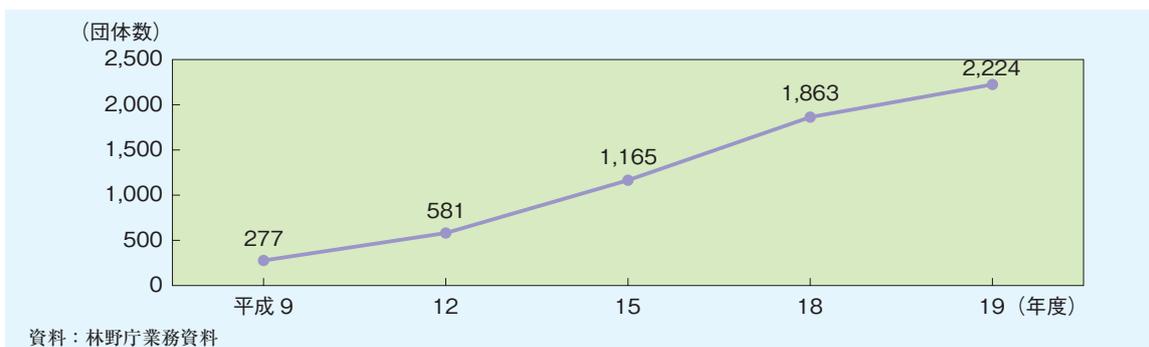


(2) 多様な主体による国民参加の森林づくり等の推進 (多様な主体の参加による森林づくり活動の促進)

京都議定書の第1約束期間が開始され、地球温暖化対策が本格化したことなどを受け、地球温暖化問題をはじめとする地球規模の環境問題に対する国民の関心はこれまで以上に高まりをみせている。このような中、各地で森林づくりに関わるボランティアとして、森林の整備・保全活動に直接参加する国民が増加している。

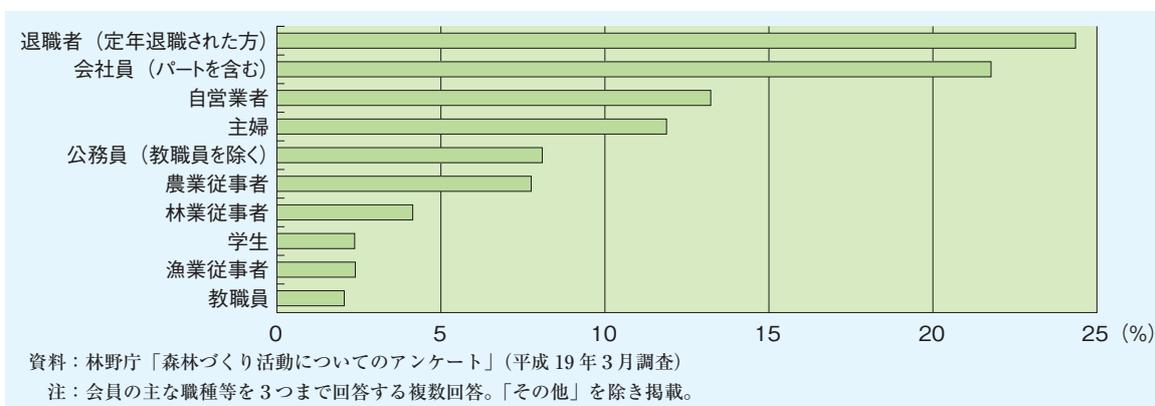
林野庁の調査によると、森林づくりに関わる活動を実施しているボランティア団体の数は平成19年度には2,224団体となるなど着実に増加しており、森林づくり活動への参加人数も増大傾向にある（図Ⅱ-7）。

図Ⅱ-7 森林ボランティア団体数の推移



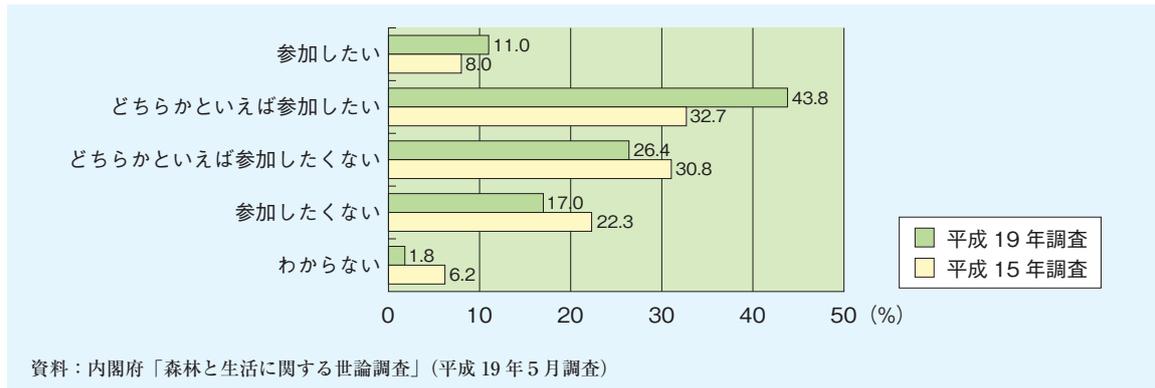
これらの団体を構成する会員の主な職種について聞いたところ、退職者や会社員とする回答が多かった（図Ⅱ-8）。

図Ⅱ-8 森林ボランティア団体の会員の主な職種



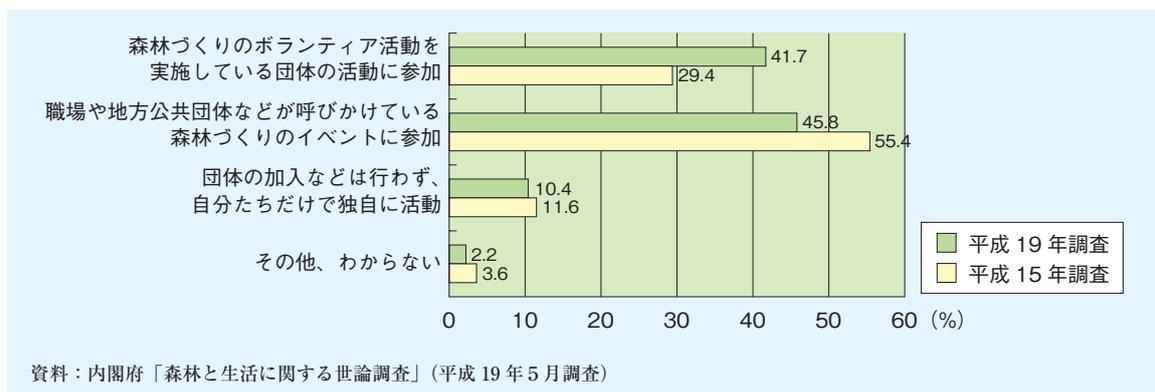
また、内閣府が実施した「森林と生活に関する世論調査」によると、森林を手入れするためのボランティア活動について、「参加したい」とする者^(注)が約55%（平成15年調査においては約41%）と増加している（図Ⅱ-9）。

図Ⅱ-9 森林づくりボランティア活動への参加意向



前記の問いで「参加したい」とした者に対し、どのような形で参加したいか聞いたところ、森林づくりのボランティア活動を実施している団体の活動に参加したいと答えた者が約42%と前回調査の29%から増加している（図Ⅱ-10）。

図Ⅱ-10 森林づくりボランティア活動への参加形態



さらに、近年活発化しているCSR（企業の社会的責任）活動の一環として、森林の整備・保全等を積極的に展開する企業が増加している。

森林ボランティアや企業が地域と連携して森林の整備・保全活動に取り組むことは、森林づくりを社会全体で支えていくという気運を醸成し、森林整備の重要性や森林からの様々な恩恵について国民の理解を深める上で有効である。

(注) 「参加したい」と「どちらかといえば参加したい」の合計。

このため、森林づくり活動に対する理解と関心を深めるための緑化行事の開催や、活動のためのフィールドの紹介、森林所有者等との連絡調整などの支援を行うことにより、企業やNPO等多様な主体による森林づくり活動を促進していくことが重要である。

事例Ⅱ－3

企業による森林づくり活動の取組

航空会社のA社グループは、「人と地球を考える」をテーマに、平成16年から10か年計画で「私の青空」と称した森林づくり活動を行っている。この活動は、同グループが就航している国内の50空港の近隣地において、地域の自治体や学校、企業等と連携して、地域住民等の幅広い参画により植林や下刈などの森林づくり活動を実施するものである。平成20年度については、東京都三宅村の「三宅島空港・アカコッコの森」や鳥取県境港市の「米子空港・ハマヒルガオの森」など新たに活動を開始した6か所を含め計13か所において森林づくり活動を実施した。



三宅島空港・アカコッコの森



米子空港・ハマヒルガオの森

〔「緑の募金」による森林づくり活動への支援〕

戦後の荒廃した国土を緑化することを目的として、昭和25年に「緑の羽根募金」が始められた。「緑の募金」はそれを継承し、平成7年に制定された「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」（緑の募金法）に基づき行われている。平成19年には約24億円の募金が寄せられている。

緑の募金は、(社)国土緑化推進機構と各都道府県の緑化推進委員会が実施主体となり、春、秋の年2回、各家庭に募金を呼びかける「家庭募金」、各職場の代表者等を通じた「職場募金」や企業が直接募金を行う「企業募金」、街頭での「街頭募金」等により行われる。また、企業により、緑の募金のシンボルマークを商品等に表示し、その売上金の一部を募金する寄付金付き商品の販売や、店頭での募金箱の設置などの取組も行われている。

寄せられた募金は、①水源林の植林や里山の手入れなど、市民生活にとって重要な森林の整備・保全、②苗木配布や植樹祭開催、森林ボランティアの指導者の育成などの緑化推進、③熱帯林の再生や砂漠化防止等の国際協力など、幅広い森林づくり活動を支援するために活用されている。

事例Ⅱ－4

緑の募金を活用した森林づくり活動

特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会は、宮城県と石油会社のS社との連携により、緑の募金を活用した森林づくり活動を行っている。

同協会は宮城県宮城郡利府町の県有林5.7haを借り受け、S社従業員や小中学生を含む延べ700名を超えるボランティアの参加により、平成19年3月から12月までに約30回の植樹や下刈、歩道整備等の活動を実施した。



(地方公共団体による独自課税導入の取組)

森林の整備等を主な目的として、都道府県が独自課税を導入する取組が増加している。平成15年度に高知県で導入されて以降、平成20年度までに29県で導入されたほか、他の都道府県等においても導入が検討されている。

これらの独自課税を導入した県においては、全国的な課題である間伐を推進する事業をはじめ、針広混交林等の多様な森林への誘導を図る事業、県民参加による森林づくり活動を支援する事業など、それぞれの地域ごとの問題意識を反映した事業を展開している(表Ⅱ-2)。多くの県は5年間の措置として導入しており、平成15年度に導入した高知県、平成17年度に3年間を期間として導入した鳥取県は既に第1期を終え、独自課税を導入した効果や制度の継続についての可否、事業内容の見直しなどについて検討を行った上で、それぞれ平成20年度から5年間延長している。平成16年度

事例Ⅱ－5

独自課税を活用した取組

高知県は、平成20年度からスタートした森林環境税の第2期目において、県産の間伐材を積極的に活用するための新たな取組として「高知県間伐材活用推進事業」を展開している。この事業は、多数の一般市民が利用する施設の内外装等に間伐材を使うことにより県産材等への理解と関心を深めることを目的としており、間伐材を活用する事業計画を公募し、優秀な提案について整備に必要な費用を支援するものである。本事業を活用する第1号に選定された高知市のスーパーマーケットS社は、県産ヒノキの間伐材を活用し、店内の商品陳列棚やオープンテラスの床の整備を実施した。利用者からは、県内の同業種においては新しいモデル的な取組であるとして好評を得ている。



第Ⅱ章 多様で健全な森林の整備・保全の推進

表Ⅱ-2 都道府県の独自課税一覧

県名	税の名称(通称)	導入年度	課税額(個人/年)	森林・林業施策に係る主な事業内容
高知県	森林環境税	H15	500円	若齢林を中心とした間伐の促進による荒廃の予防と公益的機能を発揮できる森林の整備、森林環境教育など県民の主体的な森林保全の取組への支援など
岡山県	おかやま森づくり県民税	H16	500円	未整備森林の間伐や松くい虫被害木の除去等による荒廃した森林の再生・整備、新規就業者の研修支援、県産材等森林資源の利用促進、企業との協働による森林保全活動など
鳥取県	森林環境保全税	H17	500円	針広混交林化を図るための強度な間伐の実施、保安林の機能強化(間伐・作業道支援)、竹林の適正管理、企画提案による森づくりへの参加を促す森林体験等への支援など
島根県	島根県水と緑の森づくり税	H17	500円	重要な水源地域等の10年以上間伐未実施の人工林における協定に基づく不要木の伐採等、県民自らが企画・立案した森づくりの取組への支援など
山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17	500円	森林のもつ多面的な機能の回復に必要な荒廃した人工林を対象とした強度間伐の実施による針広混交林への誘導、繁殖拡大した竹の伐採等による荒廃森林の再生など
愛媛県	森林環境税	H17	500円	河川源流域の森林の強度間伐による針広混交林等への誘導、公共施設等における地域材利用への助成、県民が自発的に取り組む森林の利活用等への支援など
熊本県	水とみどりの森づくり税	H17	500円	間伐未実施で放置された人工林における協定に基づく強度間伐の実施による針広混交林化の促進、森林ボランティア活動への総合的な支援など
鹿児島県	森林環境税	H17	500円	公益上重要な森林等における間伐等の実施や荒廃竹林の整備、県民が自ら実施する森林・林業の学習・体験活動、県産材を用いた木造施設整備等への支援など
岩手県	いわての森林づくり県民税	H18	1,000円	公益上重要で緊急に整備が必要な森林における協定に基づく強度間伐の実施による針広混交林に誘導、地域住民等による森林を守り育む活動等への支援、森林環境学習の推進など
福島県	森林環境税	H18	1,000円	荒廃が懸念される水源区域における間伐等の実施、市町村への交付金による森林づくり、県産間伐材利用・森林環境学習・森林ボランティア活動の促進など
静岡県	森林(もり)づくり県民税	H18	400円	公益性が高い森林所有者による整備が困難なために荒廃している森林の整備(人工林の強度の伐採による針広混交林化、竹林の広葉樹林化、広葉樹林の適正密度化)など
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18	800円	奥地等の放置された人工林における強度間伐の実施による針広混交林への誘導及び森林現況調査等の実施、県産材の積極的な利用等の普及啓発など
兵庫県	県民緑税	H18	800円	急傾斜地等の人工林の防災機能を高めるための間伐木を利用した土留工の設置、集落裏山の防災機能を高めるための森林整備と併せた簡易防災施設の設置など
奈良県	森林環境税	H18	500円	10年以上間伐未実施で緊急に整備が必要な人工林について協定に基づく強度間伐の実施、荒廃した里山林の整備、森林環境教育の推進など
大分県	森林環境税	H18	500円	災害発生等が懸念される荒廃した人工林における協定に基づく強度間伐による針広混交林への誘導、ボランティア活動や担い手の支援、県産材利用促進など
宮崎県	森林環境税	H18	500円	公益上重要で長期間放置された森林において実施する広葉樹の植栽や強度間伐による針広混交林への誘導、森林ボランティア団体・企業等の森林づくり活動や市町村による公有林化への支援など
山形県	やまがた緑環境税	H19	1,000円	公益上重要な荒廃した人工林を対象とした強度間伐の実施による針広混交林への誘導、荒廃した里山林の再生、市町村や県民が実施する森づくりや自然環境の保全活動への支援など
神奈川県	水源環境保全・再生のための個人県民税の超過課税措置	H19	均等割300円所得割0.025%増	水源地域の保全上重要な森林の買入れや整備協定など県による私有林の公的管理・支援、間伐材の搬出促進、市町村が行う私有林の公的管理・支援への助成など
富山県	水と緑の森づくり税	H19	500円	風雪被害林や過密人工林で整理伐の実施による針広混交林への誘導、県民協働による里山林整備、森林ボランティア活動支援、森林環境教育の推進、県産材利用促進など
石川県	いしかわ森林環境税	H19	500円	水源地域等の手入れが不足した人工林を対象とした強度間伐の実施による針広混交林への誘導、県民の理解と参加による森づくりの推進など
和歌山県	紀の国森づくり税	H19	500円	放置され荒廃した森林の公益的機能の回復、森林の重要性の普及啓発などNPOや市町村等地域からの自発的な取組への支援など
広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19	500円	放置され荒廃した緊急に整備が必要な人工林の間伐等の実施、里山林の整備、NPO等の自らの企画・取組や森林・林業体験活動への支援など
長崎県	ながさき森林環境税	H19	500円	重要な水源林である「ながさき水源の森」を対象とした手入れ不足の人工林における間伐の実施による針広混交林への誘導、風倒被害林の伐採・整理、県民参加による森づくり活動の支援など
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20	800円	生育の思わしくないスギ人工林の針広混交林への誘導、環境教育の場として利用するための里山林の整備、松くい虫被害を受けた松林の整備、県民提案による森づくり活動への支援など
茨城県	森林湖沼環境税	H20	1,000円	荒廃した森林のうち水源かん養機能等を高度に発揮すべき森林における間伐の実施、平地林・里山林の整備、県産材利活用の推進、県民協働による森林づくりの推進など
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20	700円	公益的機能の発揮が求められているにもかかわらず荒廃している人工林における強度間伐の実施、人家等周辺の里山林の整備、県民による森林づくり活動への支援など
長野県	長野県森林づくり県民税	H20	500円	集落周辺の里山林における間伐の実施や、間伐を推進するための地域主体の取組への支援、人材育成を行う事業者への支援、市町村の森林づくり施策への支援など
福岡県	森林環境税	H20	500円	長期間放置され荒廃した人工林の間伐、伐採後植林しないまま放置されている林地への広葉樹の植栽、ボランティア団体・NPO等による森林づくり活動への支援など
佐賀県	佐賀県森林環境税	H20	500円	荒廃した人工林の強度間伐による針広混交林への誘導、市町による荒廃した森林等の公有林化による管理の推進、県民等による荒廃した森林を再生する取組への支援など
愛知県	あいち森と緑づくり税	H21	500円	奥地や公道沿いなど林業活動では整備が困難な森林の間伐、県民や地域との協働によるモデル的な里山林の整備、都市の貴重な樹林地の公有化による保全など

注：個人のほか、法人に対して均等割額の3～11%相当額の範囲内で課税されている。(神奈川県はなし。高知県は個人と同額の500円/年。)

に導入した岡山県についても同様の手続きを経た上で、平成21年度から5年間延長することを決定している。

独自課税を導入する過程においては、県民等に独自課税の意義について理解を求めするための説明が行われており、導入後も独自課税等を活用して、森林・林業に関しての普及啓発が実施されている。こうした取組が更に広がることにより、地域における森林の整備・保全が進むことはもとより、森林のもつ公益的機能の重要性に対する理解の向上や、森林の整備・保全を社会全体で支えていこうという意識の醸成につながり、ひいては低炭素社会の構築に貢献することも期待される。

(森林環境教育の推進)

森林・林業、木材利用等の意義や重要性についての理解と関心を深めることは、様々な機能をもつ森林を社会全体で支えるという気運を醸成するとともに、環境に対する負荷の少ない循環型社会の構築にも資するものである。しかしながら、現代社会においては、日常の生活の中で森林と関わったり、木材の利用などについて体験・学習する機会が少なくなっている。

このようなことから、森林における様々な体験活動等を通じて森林・林業等についての理解や関心を深めることができる森林環境教育の機会を、児童をはじめとする国民に広く提供することが重要である。このため、研修を通じて森林・林業に関する知見を有する森林所有者や森林組合の職員を体験活動の指導者に育成するとともに、森林環境教育を実施する際に必要となる森林や施設の整備などを実施している。

森林環境教育を促進する取組として、身近で継続的な森林・林業体験活動の場である「学校林」が活用されている。また、文部科学省との連携により、都道府県民の森や国有林等を活動場所として、森林と地域の生活や文化との関わりについての学習等を行う「森の子くらぶ」の活動が行われており、平成19年度は年間延べ約36万人が体験学習等を実施した。さらに、森林における学習やボランティア活動等を通じて青少年を育成することを目的とする「緑の少年団」が活動しており、平成20年には約4千団体、33万人が緑の少年団として森林体験活動等を実施している。

また、平成20年度から、農林水産省、文部科学省及び総務省の連携により、小学生が農山漁村において1週間程度の長期宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」が開始され、その活動の中でも、森林組合等の協力により、間伐や植林等の森林・林業体験活動が取り組まれている。

事例Ⅱ－6

森林組合が行う森林環境教育の取組

山梨県上野原市の北都留森林組合では、「総合的な学習の時間」などの学習活動として森林・林業体験を希望する都市部や地域の小中学校の受け入れを平成16年度に開始した。人々の生活や環境と森林との関係について、自然とともに生きる山村の暮らしを通じて学ぶことを目的として活動しており、地域住民との交流も活発に行っている。これまでに8校の小中学校の受け入れを行っており、1年生の入学時と3年生の卒業時の計2回訪れた中学校もある。

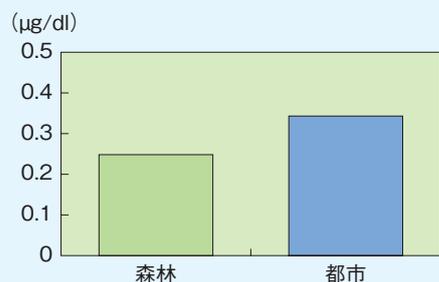


(森林の癒し効果の活用)

近年、高齢化の進展、健康への関心の高まりに伴い、森林浴等による森林空間の活用が進むとともに、森林が人の心身にもたらすリフレッシュ効果等に対する期待や関心が高まっている。

従来から、森林の様々な要素が心身に癒し効果をもたらすことについては経験的に知られてきた。近年は、森林浴が人にもたらす生理的効果について研究が進められている。その結果、都市と比べて森林がリラククス効果をもたらすこと、森林浴により人の免疫機能が活性化することが科学的に解明されている（図Ⅱ－11、12）。

図Ⅱ－11 ストレスホルモンの濃度変化



資料：独立行政法人森林総合研究所
注：ブナ林における森林浴によるストレスホルモンの低下（都市との比較）

図Ⅱ－12 NK細胞活性の変化



資料：日本医科大学 李卿
注：森林浴による人の免疫機能の向上（NK細胞は人の免疫細胞の一種）

これらの科学的データを基に、森林の癒し効果を客観的に評価し、健康増進に活用する取組が各地で行われており、それぞれの地域の特色を活かしたプログラムやツアーの提供等が積極的に取り組まれている。

事例Ⅱ－7

森林の癒し効果を活用した取組（長野県信濃町）
しなのまち

長野県信濃町しなのまちは、一般企業の健康保険組合と提携し、同町内の「癒しの森」（平成18年認定森林セラピー基地）において様々な癒しのメニューを体験してもらうことにより、企業のメンタルヘルス対策としての活用を提案する取組を行っている。また、森林のもつ癒し効果を活用した健康づくりと企業の森づくりを一体的に行う新しいスタイルのCSR活動を提案するモニターツアーを実施するとともに、滞在施設等で地元産の食材を中心とした食事を提供するなど、森林の癒し効果の積極的な活用を柱とした多面的な地域振興に取り組んでいる。

